# 沼津市新中間処理施設整備運営事業

基本協定書(案) (SPCを設立しない場合に適用)

令和6年4月

沼 津 市

## 沼津市新中間処理施設整備運営事業 基本協定書

沼津市新中間処理施設整備運営事業(以下「本件事業」という。)に関して、沼津市(以下「発注者」という。)と、[ ](以下「代表企業」という。)を代表企業とする[ ]グループの各構成企業(以下総称して「事業者」といい、個別に「構成企業」という。)は、以下のとおり合意し、本基本協定書(以下「本協定」という。)を締結した。

※代表企業及びその他の構成企業並びにグループについては、実際に選定された落札者の提案内容に従います。

#### (目的)

- 第1条 本協定は、本件事業に関し、事業者が落札者として決定されたことを確認し、発注者と事業者の間において、本件事業に係る基本事項について定める基本契約(以下「基本契約」という。)並びに基本契約に基づく本件事業に係る設計・施工の一括請負及び運営管理業務の委託についての各契約を締結することを目的として、それに向けての発注者及び事業者双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本協定における用語の定義は、本協定で特別に定める場合を除き、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 「本件施設」とは、本件事業で整備する沼津市新中間処理施設をいう。
  - (2) 「募集要項」とは、本件事業の入札公告に基づき発注者が公表又は配布した入札説明書、落札者決定基準、建設工事要求水準書、運営管理業務要求水準書、契約書案等の資料であり、本件事業に関する入札条件、事業に係る条件、設計・施工及び業務の要求水準、契約条件等の基本条件を示す資料(募集要項に関する質疑回答書を含む。)をいう。
  - (3) 「技術提案書」とは、本件事業の入札公告に従い事業者が作成し発注者に提出した技術提案書をいう。
  - (4) 「設計施工事業者」とは、[ ] グループの代表企業を代表とした建設工事共同企業体として、発注者と建設工事請負契約を締結する当事者であり、建設工事請負契約における受注者をいう。
  - (5) 「運営管理事業者」とは、発注者と運営管理業務委託契約を締結する当事者であり、運営業務委託契約における受注者をいう。
  - (6) 「特定事業契約」とは、基本契約、本件施設の設計・施工に関する事項を規定する建設工事請負契約及び本件施設の運営管理業務に関する事項を規定する運営業務委託契約を総称していう。

#### (当事者の義務)

- 第2条 発注者及び事業者は、特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 事業者は、提示条件を遵守のうえ、発注者に対し技術提案書を作成したことを確認する。
- 3 事業者は、特定事業契約の締結のための協議において、本件事業の入札手続における発注者及び 沼津市新中間処理施設整備運営事業者選定委員会の要望事項及び指摘事項を尊重する。
- 4 事業者は、本協定に基づく又は本協定に関する発注者への申入れ、協議その他の連絡等は、代表 企業を通じて行うものとする。また発注者は、本協定に基づく又は本協定に関する事業者への申入

れ、協議その他の連絡等は、代表企業に対してのみ行えば事業者全体に対してなされたものとみな されるものとする。

#### (特定事業契約)

第3条 事業者は、発注者との間において、次の各号所定の各契約を当該号の定めるところに従って締結し又は運営管理事業者をして締結せしめる。ただし、基本契約及び運営管理業務委託契約は仮契約であって、沼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)第2条の規定により、沼津市議会において建設工事請負契約の締結に係る議決がなされ、当該建設工事請負契約の本契約が成立した日をもって本契約として成立する。また、建設工事請負契約の締結に係る議案が沼津市議会で可決されなかった場合は、基本契約及び運営管理業務委託契約を無効とし、発注者は一切の責任を負わないものとする。

#### (1) 基本契約

事業者は、令和7年3月頃を目途として、発注者との間で基本契約の契約当事者として自ら締結する。ただし、基本契約は仮契約であって、次号に定める建設工事請負契約の本契約の成立をもって本契約として成立する。

## (2) 建設工事請負契約

設計施工事業者は、基本契約の契約締結日と同日付にて、発注者との間で建設工事請負契約の 仮契約を締結し、沼津市議会による建設工事請負契約の締結に係る議決がなされた後に本契約 を締結する。

### (3) 運営管理業務委託契約

運営管理事業者は、基本契約の締結日と同日付にて、発注者との間で運営業務委託契約を締結 する。ただし、運営業務委託契約は仮契約であって、前号に定める建設工事請負契約の本契約の 成立をもって本契約として成立する。

- 2 前項の定めにかかわらず、特定事業契約を締結する間において、事業者のいずれかに次のいずれかの事由(以下「デフォルト事由」という。)が生じたときは、原則として、発注者は特定事業契約を締結しない。ただし、代表企業を除く構成企業について次の各号のいずれかの事由が生じた場合で、当該事由の生じた構成企業を変更することにより本事業の円滑かつ確実な遂行に支障がないと発注者が認めた場合には、発注者は事業者との間で特定事業契約を締結することができる。
  - (1) 構成企業が次のいずれかに該当するとき。
    - イ 役員等(構成企業が個人である場合には当該個人その他経営に実質的に関与している者を、 構成企業が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する 事務所(常時委託業務の契約を締結する事務所を含む。)の代表者その他経営に実質的に関与 している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防 止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この 号において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第 6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。
    - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目 的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
    - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的ある いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していると認め

られるとき。

- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる とき。
- へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでの いずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 構成企業が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約 その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が事業者に対 して当該契約の解除を求め、構成企業がこれに従わなかったとき。
- (2) 本件事業に係る入札に関して、公正取引委員会が、構成企業に違反行為があったとして構成企業に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項に基づく排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (3) 本件事業に係る入札に関して、公正取引委員会が、構成企業に違反行為があったとして構成企業に対し、独占禁止法第7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (4) 本件事業に係る入札に関して、構成企業(構成企業が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定に該当して有罪の判決を受け、当該判決が確定したとき。

#### (準備行為)

- 第4条 各特定事業契約に関し、当該特定事業契約の成立前であっても、事業者は、発注者の承諾を経て、自己の責任及び費用において、本件事業に関するスケジュールを遵守するために必要な準備行為(本件事業に関する打合せを含む。)を自ら行うことができる。発注者は、必要かつ可能な範囲で、かかる準備行為に協力する。
- 2 事業者は、前項の準備行為について発注者からの要請があった場合は、発注者と適宜協議を行い、 発注者の指示に基づいて実施する。
- 3 事業者は、各特定事業契約成立後速やかに、前2項の定めるところに従ってなされた準備行為の 結果を当該特定事業契約の当事者である事業者に承継させるものとする。

#### (特定事業契約の不調)

第5条 事由のいかんを問わず、特定事業契約の全部が締結に至らなかった場合には、本協定に別 段の定めがない限り、既に発注者及び事業者が本件事業の準備に関して支出した費用は各自の負 担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

#### (有効期間)

- 第6条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、特定事業契約の全部が成立した 日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、特定事業契約の全部が締結に至らなかった場合には、いずれかの特定 事業契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、本協定の終了後 も、第8条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

#### (違約金)

- 第7条 構成企業がデフォルト事由に該当した場合には、事業者は、発注者の請求に基づき、本件 事業入札書に記載の入札金額に100分の110を乗じた額の10分の1に相当する金額の違約金を発 注者に支払う義務を連帯して負担するものとする。
- 2 前項の違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、デフォルト事由により発注者が被った損害 のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について発注者が事業者に 対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる事業者の損害賠償債 務も連帯債務とする。

#### (秘密保持等)

- 第8条 発注者及び事業者は、本協定又は本件事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行又は本件事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
  - (1) 開示の時に公知である情報
  - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
  - (3) 開示の後に発注者又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
  - (4) 発注者及び事業者が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前 の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知 を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障をきたす場合は、かかる事前の通知を 行うことを要さない。
  - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
  - (2) 法令に従い開示が要求される場合
  - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
  - (4) 発注者が守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合
  - (5) 発注者が本件事業に関する業務を事業者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又は当該第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合
- 4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本協定又は本件事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 事業者は、本協定又は本件事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、発 注者の定める諸規定を遵守するものとする。

#### (管轄裁判所)

第9条 発注者及び事業者は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、静岡地方裁判所を 第一審とする専属管轄に服することに合意する。

#### (誠実協議)

第10条 本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び事業者が誠実に協議して定めるものとする。

(以下余白)

以上の証として、本協定を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日

(発注者)

静岡県沼津市御幸町 16 番 1 号 沼津市長 賴重 秀一

(事業者)

代表企業

- ●●企業
- ●●企業
- ●●企業
- ●●企業